

令和7年度いわて環境ワークブック等作成・普及啓発促進業務委託契約書

岩手県（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、令和7年度いわて環境ワークブック等作成・普及啓発促進業務（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託することについて、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1 乙は、甲の定めた別紙「令和7年度いわて環境ワークブック等作成・普及啓発促進業務委託仕様書」により、委託業務を誠実に実施し、甲は、その費用として委託料〇〇円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額〇〇円）を支払う。

（委託期間）

第2 委託期間は、契約日から令和8年3月27日までとする。

（契約保証金）

第3 契約保証金は、〇〇円とする。

（業務に係る甲の指示）

第4 甲は、乙に対して、委託業務の実施状況に関して報告を求め、又は必要な事項を指示することができる。

2 乙は、委託業務の実施に関し必要があると認める場合は、甲の指示を受けるものとする。

（権利義務の譲渡等）

第5 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合並びに信用保証協会法（昭和28年政令法律第196号）に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2 前項ただし書の規定により債権を譲渡した場合、甲の委託料の支払による弁済の効力は、甲が会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第38条第2項の規定により、会計管理者に支出負担行為の確認をした旨の通知を行った時点で生ずるものとする。

（再委託の制限）

第6 乙は、委託業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たものについては、この限りでない。

（委託業務内容の変更）

第7 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、又はこれを一時中止することができる。

2 前項の場合において、委託料又は委託期間を変更するときは、甲、乙協議して書面により定めるものとする。

(完了報告及び審査)

- 第8 乙は、委託業務が完了した場合は、実績報告書（様式第1号）を甲に提出するものとする。
- 2 甲は、前項の規定により実績報告書の提出を受けた場合は、当該提出を受けた日から起算して10日以内に、実績報告書を審査し、必要に応じて実地調査を行うことにより、委託業務の実施の状況がこの契約の内容に適合するかどうかの検査を行うものとする。

(適合の措置)

- 第9 甲は、第8第2項の規定による検査により、委託業務の実施の状況がこの契約の内容に適合しないと認める場合は、これに適合させるための措置をとるべきことを乙に対して指示するものとする。
- 2 乙は、前項の規定による指示に従って措置をした場合には、その結果を甲に報告するものとする。
- 3 第8第2項の規定は、前項の規定により乙から報告があった場合について準用する。

(委託料の請求及び支払)

- 第10 乙は、第8第2項（第9第3項において準用する場合を含む。）の規定による検査に合格した場合は、委託料請求書（様式第2号）を甲に提出するものとする。
- 2 甲は、前項の規定により委託料請求書の提出を受けた場合は、当該提出を受けた日から起算して30日以内に、委託料を支払うものとする。

(損害賠償等)

- 第11 委託業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）は、乙が負担するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(前金払)

- 第12 甲は、必要があると認める場合は、委託料の9割以内（1回につき一月分を限度とする。）を前金払することがある。
- 2 乙は、前金払を請求しようとする場合は、委託料前金払請求書（様式第3号）を甲に提出するものとする。

(違約金)

- 第13 甲は、乙が委託期間内に契約を履行しない場合は、遅延日数に応じ、委託料につき年2.5パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある。

(甲の遅延利息)

- 第14 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、委託料の支払を遅延した場合においては、乙に対して、支払の日までの日数に応じ、支払うべき委託料につき年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第 15 甲は、乙が実施した委託事業に契約の内容に適合しないものがあるときは、乙に対し、履行の追完を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、乙に対し、委託料の減額を請求することができる。

3 前 2 項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

(甲の催告による解除)

第 16 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 221 条第 2 項の規定に基づき甲が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づき甲が求める報告を拒み、又は第 4 若しくは第 9 第 1 項の規定による甲の指示に従わなかったとき。

(2) その他この契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除)

第 17 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 不正の手段により委託料の支払を受けたとき。

(2) 次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与していることが認められるものを、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められるものをいう。以下この号において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを利用するなどをしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 委託業務を実施するため必要な物品の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙がこれに従わなかったとき。

(契約解除に伴う損害賠償)

第18 第16又は第17の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙の納付した契約保証金は、甲に帰属するものとする。

2 前項の規定は、委託料の支払があった後においても適用するものとする。

(暴力団等の通報)

第19 乙は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、甲に報告するとともに警察官に通報しなければならない。

(委託料の返還)

第20 乙は、第16又は第17の規定によりこの契約を解除された場合において、既に委託料の支払がなされているときは、甲の定めるところにより、委託料を返還するものとする。

(返還に伴う遅延利息)

第21 乙は、第20の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを甲の定める納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付の額につき年2.5パーセントの割合で計算した遅延利息を甲に納付するものとする。

(秘密の保持)

第22 乙は、委託業務の実施に当たって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第23 乙は、この契約による事務の処理又は事業の遂行をするための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利の帰属)

第24 委託業務の実施のため甲が乙に提供した資料及び委託業務の実施により作成された成果品に関する一切の権利は、甲に帰属するものとする。

(目的外使用等の禁止)

第25 乙は、委託業務のため甲が乙に提供した資料を委託業務以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の文書による承認を得たものについては、この限りでない。

(関係書類の保存)

第26 乙は、委託業務に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、令和13年3月31日まで保存するものとする。

(補則)

第27 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれその1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

甲 岩手県
代表者 岩手県知事 達 増 拓 也

乙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る事務の処理又は事業の遂行（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。また、死者に関する情報についてもまた、同様に適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報及び死者に関する情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

(個人情報管理責任者等)

第3 乙は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「受注業務従事者等」という。）を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、個人情報管理責任者及び受注業務従事者等を変更する場合は、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に定める事項を適切に実施するよう受注業務従事者等を監督しなければならない。

4 受注業務従事者等は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定)

第4 乙は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業場所を変更する場合は、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。

(個人情報の持出しの禁止)

第5 乙は、甲の指示又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

(保有の制限)

第6 乙は、業務を行うために個人情報を取得し、又は作成するに当たっては、法令（条例を含む。）の定める所掌業務を遂行するため必要な場合に限り、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない。

(個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第7 乙は、甲の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外のために利用し、又は甲の書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、毀損及び滅失の防止等)

第8 乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(教育の実施)

第9 乙は、個人情報管理責任者及び受注業務従事者等に対して、次に掲げる事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(1) 在職中、当該契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。退職後においても、同様とすること。

(2) 特記事項において受注業務従事者等が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項

(資料の返還等)

第10 乙は、業務を処理するために、(※①甲から引き渡された、又は乙自らが取得し、若しくは作成した②甲から引き渡された③乙自ら取得し、又は作成した) 個人情報が記録された資料は、業務完了後(※使用する必要がなくなった場合は、)直ちに(※①甲に返還し、又は引き渡す②甲に返還する③速やかに、かつ、確実に廃棄する)ものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第11 乙は、業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等について、甲の書面による承諾なしに複写又は複製をしてはならない。

(個人情報の運搬)

第12 乙は、業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬する(※必要がある)ときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(再委託の承諾)

第13 乙は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、甲が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。なお、再委託した業務を更に委託する場合も同様とする。

2 乙は、前項の規定による承諾を受ける場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に協議し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合において、乙は再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理、監督の手段及び方法について具体的に定めなければならない。

5 乙は、再委託先に業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理及び監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(実地調査)

第14 甲は、乙が業務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査することができる。

(指示、報告等)

第15 甲は、乙が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故発生時の対応)

第16 乙は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 甲は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

年 月 日

岩手県知事

様

住所

名称

代表者

印

実績報告書

令和 年 月 日付けで締結した令和7年度いわて環境ワークブック等作成・普及啓発促進業務委託契約に基づく事業を完了したので、同契約書第8第1項の規定により下記のとおり報告します。

記

1 実施期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

2 実施内容

年 月 日

岩手県知事 様

住 所
名 称
代表者 印

委託料請求書

令和 年 月 日付けで締結した令和7年度いわて環境ワークブック等作成・普及啓発促進業務委託契約に基づく事業を完了したので、同契約書第10第1項の規定により次のとおり委託料の支払を請求します。

記

委 託 契 約 額 (A)	円
前金払受領済額 (B)	円
今 回 請 求 額 (C=A-B)	円
振込先金融機関	銀行 支店 口座種類 口座番号

年 月 日

岩手県知事 様

住 所
名 称
代表者 印

委託料前金払請求書

令和 年 月 日付けで締結した令和7年度いわて環境ワークブック等作成・普及啓発促進業務委託契約に基づく事業の実施にあたり、同契約書第12第2項の規定により次のとおり委託料の前金払を請求します。

記

1 請求額 金 円

委 託 契 約 額 (A)	円
前金払受領済額 (B)	円
今 回 請 求 額 (C)	円
差 引 残 高 (D=A-B-C)	円
振込先金融機関	銀行 支店 口座種類 口座番号

2 前金払の理由

(別記「個人情報取扱特記事項」第3関係)

個人情報管理責任者等通知書

年 月 日

岩手県知事 あて

受注者 住所
氏名

年 月 日付けで委託契約を締結した次の業務について、契約書第23に基づく個人情報取扱特記事項における、個人情報管理責任者等を下記のとおり定めたので通知します。
記

業 務 名	
委 託 場 所	

	氏 名
個人情報管理責任者	
業 務 従 事 者	

個人情報を取り扱う場所 (作 業 場 所)	
----------------------------	--